



道路協力団体の取組みについて

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第一課

1. はじめに

平成28年3月に道路法が改正され「道路協力団体制度」が創設された。「道路協力団体制度」とは、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズに対するきめ細やかな対応などに自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、これらの団体を道路協力団体として指定し、道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組みを促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものである。

「道路協力団体」に対しては活動に必要な道路占用等の要件が緩和されるため、道路区域内でのオープンカフェや物販施設等による収益活動が行いやすくなり、収益を道路清掃・植栽等、自らの活動へ還元することで、活動の更なる充実や道路における賑わいの創出、交流の促進など持続的な活動が期待される。

本稿では、静岡国道事務所管内で道路協力団体に指定された「富士山朝霧高原景観管理協議会」と「特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会」の取組み内容を中心に紹介する。

2. 「道路協力団体」の指定

「道路協力団体」の指定にあたっては、静岡国道事務所において定めた道路協力団体募集要項に基づき、図-1に示すとおり民間団体等からの申請を受け付けた後、審査を行い指定される。

静岡国道事務所管内では「富士山朝霧高原景観管理協議会」と「特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会」の2団体が、それぞれ平成28年11月と令和3年1月に指定された。

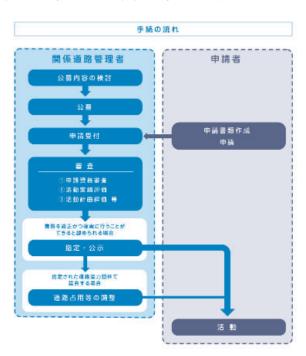


図-1 道路協力団体の指定の流れ(出典:国土交通省 HP)

3. 静岡国道事務所管内の概要

静岡国道事務所は、静岡県中央部の主要国道である国道1号、52号、139号の3路線(管理延長172.0km)を管理しており、国道に関する様々な管理、許認可を行っている。

管内は、雄大な富士山を望む朝霧高原や、歌川広重の描いた東海道五拾三次の薩埵峠をはじめとする眺望に恵まれ、沿道の各宿場では東海道の歴史を今も感じることができる地域であり、今回ご紹介する道路協力団体の活動の舞台は、それぞれ日本風景街道として「ぐるり富士山風景街道」「東海道駿河2峠6宿風景街道」として登録されている。

4. 道路協力団体の取組み、活動の紹介

(1) 富士山朝霧高原景観管理協議会

富士山朝霧高原景観管理協議会は、地元自治会の住民を中心に地元企業・NPO等約20名で構成され、地域住民が主体となり、富士山の西麓に広がる朝霧高原の道路景観を維持・管理することを目的として活動している。

本団体は平成 26 年に設立され、翌平成 27 年にボランティア・サポート・プログラムの協定を締結して活動を続け、平成 28 年 12 月に道路協力団体として指定された。

○ 活動の概要

1) 指定区間

国道 139号 静岡県富士宮市猪之頭~同市根原

延長:約4.5km

2) 業務内容

- (1号業務) 歩道等の除草・清掃
- (2号業務) 募金活動、自動販売機の設置、マルシェによる物販活動
- (4号業務) 集約案内サインの設置の研究
- (5号業務) 道路景観に関する普及啓発

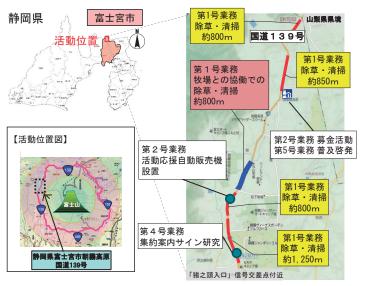


図-2 活動内容及び活動範囲

○ これまでの活動内容

(1号業務:清掃、維持管理業務)

国道 139 号沿線から見える富士山を借景とした牧場の牧歌的な雰囲気の景観を守り、維持するため、 道路管理者や維持業者との連携による安全講習や、刈草の処分を行い、6月~10月までの計8回に わたり、静岡国道事務所職員も参加して歩道等の除草・清掃を実施。また、10月には日本風景街道 の取組みでもある、ぐるり富士山一周清掃と連携した清掃活動も行っている。

表 一 1	1 号業務の活動内	容
20 1	1 7 7K1/1/ V/ /H 25/11 1	

地区	区間・距離	実施日・人数
猪之頭区	区間: 猪之頭信号交差点~県道 414 号との交 差部 距離:約1,250m	実施日:6月19日、10月9日(計2回) 人数:延べ35名
道の駅「朝霧高原」周辺	区間:道の駅「朝霧高原」北側 距離:約 850m	実施日:6月20日(計1回) 人数:延べ12名
麓区	区間:ファミリーマート〜朝霧さわやかパー キング 距離:約800m	実施日:6月17日、10月7日(計2回) 人数:延べ10名
富士岡区	区間:朝霧さわやかパーキング〜市道麓4号 線との交差部 距離:約1,253m	実施日:7月5日、10月4日(計2回) 人数:延べ8名
根原区	区間:山梨県境~根原集落入口付近 距離:約800m	実施日:6月27日(計1回) 人数:延べ4名









写真-1 1号業務(除草・清掃活動)の状況

(2号業務:収益活動、5号業務:普及啓発)

道路協力団体の業務として、道路法第 48 条の 64 の規定による協議を行い、静岡国道事務所が管理する簡易パーキング(朝霧さわやかパーキング)内及び道の駅「朝霧高原」の地域振興施設内の 2 か所に自動販売機を設置。この自動販売機には、収益を朝霧高原の除草・美化活動資金に利用する旨のメッセージを掲示し、ドリンクを購入することで地域の美化活動を支援できることを PR しつつ、雄大な富士山の眺望を楽しむことができるよう工夫している。

また、朝霧高原における景観管理の普及啓発活動も兼ねて「おそうじ募金」として、令和3年度は 新たに4ヶ所の事業所等に募金箱を設置し、全体で9か所の設置となった。

さらに、道の駅「朝霧高原」内においてマルシェを出店し、収益活動も実施している。

これらの収益活動の売り上げは、道路協力団体の活動に還元され、持続可能な活動への原資となっている。





写真-2 2号業務及び5号業務(自動販売機(朝霧さわやかパーキング)・募金箱の状況)

(4号業務:調査研究)

集約案内サインは、139号の沿道に乱立する大きさも色も様々な広告看板・案内看板を集約し、景観色に統一することで、景観の形成を進めることを目的としたものである。

国道 139 号「猪之頭入口」交差点に設置されている「集約案内サイン」について、今後の更なる利活用を検討するため、他の道路協力団体が行っている情報提供ラックの事例を参考収集するとともに意見交換を実施。





写真-3 4号業務(集約案内サイン・他の取組み事例の研究)

○ 今後の活動内容

今後はこれまでの活動を継続実施するほか、2号業務の新たな取組として、道の駅「朝霧高原」に デジタルサイネージを設置して周辺企業の広告収入から新たな活動資金の収益を得るための調査・研 究を行う予定である。

(2) 特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会

特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会は、東海道五拾三次の丸子宿、宇津ノ谷峠を中心に活動しており、自治会連合会、公的組織、地元企業、個人サークル団体等、役員約15名で構成し、地域の安全・安心、防災、観光などにおいて、より良い丸子地区を作り上げることを目的として活動している団体であり、平成27年度には、これらの地域活動が認められ「第16回中部の未来創造大賞優秀賞」を受賞している。

その様々な地域活動の中、道路協力団体としては、国道1号沿道の道路清掃、花壇整備などの活動を 中心に行っている。

本団体は平成23年4月より活動を開始し、平成28年にボランティア・サポート・プログラムの協定を締結して活動を継続し、令和3年1月に道路協力団体として指定された。

○ 活動の概要

1) 指定区間

国道1号 静岡県静岡市駿河区丸子~藤枝市岡部

延長:約4.8km

2) 業務内容

- (1号業務) 道路清掃・花壇整備
- (2号業務) 自動販売機設置、オープンカフェ・朝市、レンタサイクル
- (3号業務) 駐車パトロール・注意喚起看板設置
- (5号業務) ワークショップ等
 - *道路の適切な利用に関する講習

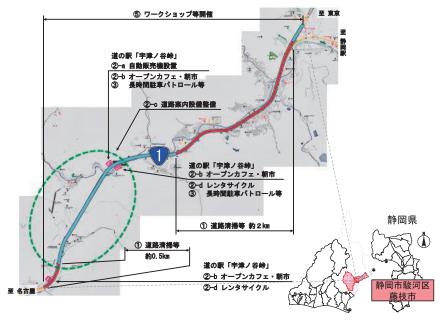


図-3 活動内容及び活動範囲

○ これまでの活動内容

(1号業務:道路清掃・花壇整備)

5月、11月に計2回にわたり、計約5kmの区間を静岡国道事務所職員及び道路維持業者も参加して道路清掃・花壇整備を実施。

表-2 1号業務(除草・花壇整備)の状況

地区	区間・距離	実施日・人数
丸子地区	区間:泉ヶ谷交差点〜坂下交差点 距離:約 2,500m	実施日:5月30日(計1回) 人数:延べ60名
丸子地区	区間:二軒屋交差点~逆川交差点 距離:約 2,000m	実施日:11月7日(計1回) 人数:延べ25名









写真-4 1号業務(道路清掃・花壇整備の状況)

(2号業務:収益業務)

道路協力団体の業務として、道路法第48条の64による協議を行い、道の駅「宇津ノ谷峠」内に自動販売機を設置し収益活動を実施している。

また、道の駅「宇津ノ谷峠」を起点とした健康増進イベント「第3回 春のやじきたウォーク in 宇津ノ谷」を開催し、東海道の文化を支えた明治・大正期の土木遺産を巡るインフラツーリズムと題して、道路に関する普及啓発活動を実施。

その他、道の駅「宇津ノ谷峠」内において、地元農家生産の緑茶、紅茶、果実を用いたカフェの実施、農産物やお餅などの販売を朝市として3回開催し、収益活動を実施している。







写真-5 2号業務(自動販売機・健康増進イベントの状況)

(3号業務:情報収集及び提供)

道の駅駐車場を道の駅本来の目的以外で利用している長時間駐車車両が散見されることから、道の駅「宇津ノ谷峠」において、駐車場での長時間駐車車両の調査を目的としたパトロールを週2回程度 実施し、道路管理者へ情報提供を行っている。

また、道路占用の協議を行い、長時間駐車を抑制するための注意喚起看板を設置した。





写真-6 3号業務(駐車パトロール、注意喚起看板の設置)

(5号業務:普及啓発)

道路協力団体のメンバーによるワークショップを開催し、活動内容の検討や道の駅「宇津ノ谷峠」の利活用検討が議論され、具体的にはオープンカフェなどのイベントができる拠点整備や、予約駐車場を設置することを合意形成した。





写真-7 5号業務(ワークショップの実施状況)

○ 今後の取組み

今後はこれまでの活動を継続実施するほか、新たな取組みとして、オープンカフェなどのイベントを行うことができる拠点整備を行うとともに、2号業務として、道の駅「宇津ノ谷峠」に近接する道路区域内に観光利用客に向けた予約駐車場(駐車場シェアリングサービス)を道路占用協議により設置し収益活動を行っていく。





写真-8 拠点整備 (イベント広場の看板・門の設置、予約駐車場の状況)

5. 表彰等の実績(令和4年度)

本稿でご紹介した道路協力団体は、平成4年度の道路愛護表彰、建設事業関係功労者等表彰を受賞した。

(1) 富士山朝霧高原景観管理協議会

令和4年8月3日に、道路の美化、清掃等環境の整備、保全に努め、その功績が顕著な団体として、 国土交通省中部地方整備局長から「道路愛護表彰」を受賞。





写真-9 表彰式の状況(富士山朝霧景観管理協議会)、活動状況

(2) 特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会

令和4年7月19日に、多年にわたり、直轄事業に関連した地域づくりに顕著な功績があった団体として、国土交通省中部地方整備局長から「建設事業関係功労者等表彰」を受賞。





写真-10 表彰式の状況(特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会)

6. 今後の展望

いずれの道路協力団体もそれぞれの地域特性を生かした活動を今後も展開していく意向であり、道路管理者と連携して、道路の清掃・除草等の維持作業や調査研究、普及啓発等を通じ、道路景観の保全をはじめ、道路における賑わいの創出、交流の促進などの活動を持続していく予定。

7. おわりに

今回ご紹介した「道路協力団体」の活動内容は、地域が主体的に道路清掃・植栽等の実施やマルシェやウォーキングイベントなどを通じて、道路における賑わいが創出され、また、交流が促進されている好事例であると考えている。

静岡国道事務所管理第一課では、道路協力団体の除草・清掃、植栽活動に参加するにあたり、他課を含めた事務所全体で希望者を募り積極的に参加している。

道路管理者が維持管理に充てられる予算に限りがある中で、これらの道路協力団体の活動は、道路の景観、道路周辺の住環境の維持・向上、賑わいの創出に寄与するだけでなく、文字通り共に汗をかくことで道路管理者と地域住民とのコミュニケーションの場になっており、より良い地域づくりにも繋がる価値ある活動と考えている。

道路協力団体の活動を持続可能なものとするためには、純粋なボランティア精神に頼るだけではなく「おそうじ募金」や「活動応援自動販売機」などによる安定的な活動資金の確保も必要である。

また、道路管理者として日頃の道路協力団体活動に対する感謝の気持ちを各種表彰制度による表彰という「カタチ」で示すことも大切にしていきたいと考えている。

今後も引き続き「道路協力団体」が増加し、新たな取組みを展開していくことで、道路を使った賑わいの創出、交流の促進、より良い地域づくりに繋がっていくことを期待したい。